

## 「大阪市学校財産無償譲渡差止請求事件」裁判を傍聴する

大阪市立高校 12 校が来年 4 月に大阪府に移管される問題で、大阪市民が 10 月 7 日、大阪地裁に住民訴訟を提訴した。第 1 回口頭弁論が、15 日午前 11 時半から大阪地裁 1007 法廷で行われた。開始前から多くの人が法廷前に集まったが、なんとか傍聴させてもらった。被告・大阪市の関係者も何人か傍聴に来ていた。せっかく傍聴できたので、記録しておきたい。

まず、原告の市立高校卒業生が意見陳述した。住民投票で大阪市存続が決まったのに、なぜ市立高校を府に移管するのか。それも無償譲渡するとは。市立高校は工業・商業などで大阪の経済に貢献してきた。政令指定都市として、市立高校を自前で運営するのは当然ではないか。住民監査請求を経て、住民訴訟を行うことにしたが、裁判所の公正な判断を求めたい。

次いで、裁判長と原告・被告代理人弁護士とのやりとり、進行協議が続いた。裁判長は本件が差止請求であることから、3 月末までに 1 審としての判断を出したい。それで次回以降の期日として、12 月 17 日、1 月 17 日、28 日の 3 回が決まった。傍聴希望者が多いことにより、次回と次々回は大法廷で実施されることになった。いくつかの裁判を傍聴してきたが、こんなに裁判長がてきぱきと公判の進行を決めていくのは、初めてだった。今後に期待したい。

閉廷後に弁護士会館 5 階で報告会が行われた。法廷には入れなかった人など、大勢の人が詰めかけた。代理人弁護士から法廷でのやりとりが紹介され、注目すべき点として 2 点ほど挙げられた。被告は無償譲渡の議決をとらない方針のようで、譲渡の是非自体が問われることになる。市立高校の土地などの多くが未登記のようであり、誰の財産か不明なものを譲渡できるのか。

質疑の最初に、私が議決しないことの意味、財産の未登記で譲渡できるのかと質問。弁護士からは未登記でも譲渡できなくはないが、譲渡の手続きなど問題である。大阪市の財産である市立高校の土地・建物を登記がないまま、議会の議決もなしに譲渡するのは、重要な争点になるのではないか。写真は報告会で配布されたチラシ。

住民監査請求の時から、大阪市立高校の府への移管、それも無償で譲渡する暴挙に注目してきた。なぜ市立高校を府に移管するのか。移管は「いかん」とレポートでも書いてきた。住民訴訟では移管そのものではなく、無償譲渡の違法性を争うもので、譲渡の差止を求めている。地裁が差止訴訟であることに理解を示し、譲渡される前の 3 月中に結論を出そうとしていることを評価したい。これからも傍聴を続けよう。



(2021年11月16日)